

残土受入場の現地調査および審査要領

1. 目的

公共工事に伴って発生する建設発生土が、適正かつ安全な残土受入場に処理されることを目的とする。

2. 新規の残土受入場

(1) 新設通知書(事業者)

新規に残土受入場を開設し、長崎県が発行する『基本単価一覧表』に掲載を希望する事業者は、残土受入場が所在する地方機関(振興局建設部)の検査指導幹へ、以下の書類を添えて提出すること。なお、部数は2部とする。

- ① 残土受入場の新設通知書(様式1)
 - ・なお面積及び容積は小数点以下四捨五入とする。
- ② 残土受入開始にあたっての関連法令等一覧表(参考様式)
 - ・参考様式であるため、受入場の場所、所在地等により適宜追加すること。
- ③ 当該受入場の開発等許可書(写)
- ④ 許可条件がある場合は、その写し
- ⑤ 関係図面(位置図、平面図、縦断図、横断図、流出防止施設の構造図等)
- ⑥ 受入場が判別できる現況写真
 - ・計画盛土高さがわかる写真(小段毎に丁張を設置)
 - ・受入場の範囲がわかる写真(ビニールテープ等で範囲を示す。)
- ⑦ 残土受入価格表
- ⑧ 受入条件及び制限
- ⑨ 不掲載同意書(様式2)
- ⑩ 残土搬入時の管理方法(例えば受入伝票を発行する等書式も添付する)
- ⑪ 構造物の安定計算書等(開発等許可で検討された場合は不要)

(参考様式)

(2) 現地調査及び書類審査(地方機関)

残土受入場の新設通知書又は変更通知書を受け付けた場合、速やかに現地調査を行うこと。

また、提出書類についても、内容(関係許可書)を審査し、問題がある場合は、事業者の指導を行うこと。

(3) 残土受入場の新設通知書又は変更通知書の副申(地方機関)

現地調査及び書類審査終了後、速やかに現地調査票を添えて副申するものとする。

(4) 基本単価一覧表への掲載(建設企画課)

現地調査結果をもとに適正で安全な受入場と判断した場合は、基本単価一覧表へ掲載する。

3. 既掲載済みの残土受入場

(1) 通知書の記載内容に変更がある場合(事業者)

通知書の記載事項に変更(面積、容量等)が発生した時点で、当該受入場の変更後の開発等許可書の写し等変更の内容がわかるものを添付して変更通知書を提出すること。なお、関係書類の提出先、内容については、上記(1)新設通知書と同じとする。

基本単価一覧表に掲載されている残土受入価格について、変更が必要となった場合は、残土受入価格の変更通知書(様式3)を前月の上旬までに建設企画課へ提出するものとする。

なお、4月の更新に限り、受入単価と受入条件及び制限、許可の更新(期間の延伸のみ)については「基本単価一覧表(残土受入業者一覧表)掲載内容確認票」を訂正(見え消し)することで変更通知書の提出を不要とする。ただし、許可の更新(期間の延伸のみ)があった場合はその写しを添付すること。

(2)更新手続き(事業者)

次年度も引き続き基本単価一覧表への掲載を希望する事業者は、1月から2月末日までに「基本単価表(残土受入業者一覧表)掲載内容確認票」を建設企画課へ提出しなければならない。
提出が無い事業者については、4月から掲載中止し、提出があった日の翌々月から再掲載するものとする。

(3)残土受入地のパトロールについて(事業者)

基本単価一覧表に掲載されている残土受入事業者は、県が実施する残土受入地のパトロールに協力しなければならない。

1. 小段毎の丁張りや範囲を示すビニールテープは、毎年確認するため、事前にわかるようにしておくこと。
2. 平面図、縦断図等図面の提出を指示された場合は事前に提出すること。

(4)基本単価一覧表への掲載(建設企画課)

年度中に行われた、残土受入地のパトロールの結果をもとに適正で安全な受入場と判断した場合は、基本単価一覧表へ掲載する。

4. 掲載中止(建設企画課)

基本単価一覧表に掲載されている事業者で、掲載中に、当初の通知書の記載事項の変更届けを提出せずに変更していた事が発覚した場合及び届け出書類の不備等が発覚した場合には即時掲載中止する。

また、現場パトロールにより、産業廃棄物(コン殻、アス殻)及び木根・木材等の混入が確認された場合など適正で安全な受入場と判断出来ない場合についても同様とする。

5. 不掲載同意書(事業者)

基本単価一覧表に掲載しようとする事業者は、新設通知書提出時に不掲載同意書(様式2)を添付しなければならない。

6. 再掲載依頼書(事業者)

掲載中止を受けたが、再掲載を希望する事業者は、問題や不備等を改善した上で、様式4を残土受入場が所在する地方機関(振興局建設部)の検査指導幹へ提出すること。
なお、部数は2部とする。

残土受入地のパトロールによる改善指導を受けた場合は、改善前後の写真を添付すること。

7. 掲載通知書の送付(建設企画課)

新設通知書及び再掲載依頼書により提出された書類を審査した結果、適格と判断した場合には基本単価一覧表に掲載する旨の通知文書を事業者に送付する。

8. 掲載の判断について

「残土受入場一覧表に掲載する判断基準(案)」を満足しない場合は、未掲載とする。

9. 施行

この要領は、令和6年1月23日より施行する。

残土受入場一覧表に掲載する判断基準(案)

1. 現地調査において「適当」と判断する場合は、以下のとおりとする。

- ① 下記の許可を受け、受入場の状況(残土受入場の現地調査票)に、問題が無い場合。
- ② 下記の許可以外で、受入場の状況(残土受入場の現地調査票)に、問題が無い場合。ただし、盛土高は、下記の範囲内とする。
- ③ 諸法の許可に該当しない受入場で、現地の状況(残土受入場の現地調査票)に、問題がない場合。

ただし、受入場の範囲は所有地内で、盛土高は下記の範囲内とする。

2. 許可の種類とは、以下のとおりとする。

- ① 土地利用対策要綱(県及び市町村)に基づく回答書
- ② 都市計画法に基づく許可
- ③ 建築基準法に基づく許可
- ④ 地すべり防止法(建設省所管、農林省所管、林野庁所管)に基づく許可
- ⑤ 砂防法に基づく許可
- ⑥ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可
- ⑦ 宅地造成等規制法に基づく許可
- ⑧ 森林法に基づく林地開発許可および残土受入地内の保安林の有無
- ⑨ 廃棄物処理法に基づく最終処分場の許可
- ⑩ 農地法に基づく許可
- ⑪ その他、防災上の観点から審査許可された処分場

上記のほかに、国有財産用途廃止付替申請に関する協議済文書等

3. 盛土高の範囲内とは、以下のとおりとする。

盛土の高さは、原則として最高15mまでとし、直高5m毎に幅1.5m程度の小段を設置する。

法面は、原則として1:1.5より緩い勾配とし、芝等によって法面処理する。

4. 事業者の要件は、以下のとおりとする。

事業者は、自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものでないこと

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下において同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下において同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

5. その他

- (1) 現地調査等で判断がつかない場合は、建設企画課と協議する。
- (2) 残土受入地のパトロールの実施

各地方機関の検査指導幹は、管内の受入場を定期的(年1回程度)に残土受入地をパトロールし、別紙調査表により建設企画課に報告するものとする。

また、必要と判断される場合は、回数にこだわらず実施できるものとする。

残土受入場の現地調査票 (新規・変更)

残土受入場の事業者名称
代表者名

残土受入場の場所 市(郡) 町(村)

開発行為等の許可に係る項目	
許可の種類	
許可番号	
許可年月日	
受入場の状況	
受入場に土砂・岩塊以外のものが混入していないか (最終処分場の場合は、土砂・岩塊以外の物が含まれている場合がある)	
受入場の範囲は、許可の範囲内か	
受入場の盛土高は、許可の範囲以内か	
下流へ土砂が流出する恐れが無いか	
進入道路が適正に確保されているか	
総合判断及び意見	
基本単価一覧表に掲載することが(適当・不適当)である。	
(注) 調査した受入場に開発行為等の許可に係る問題点が発見された場合は、業者を直接指導しないで、許可権者に問題点を通知すること。	

調査年月日 令和 年 月 日

調査者